

平成 26 年 5 月 29 日  
戦略企画部企画課  
政策会議資料

事務連絡  
平成 26 年 5 月 29 日

各所属長 様

戦略企画部企画課長

三重県政策アドバイザーの就任について（通知）

このことについて、下記のとおり 6 月 1 日付けで新たに三重県政策アドバイザーに就任いただくこととなりましたので、職員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

記

【少子化対策分野（新設）】

- ・松田 茂樹（中京大学現代社会学部教授）

（参考）

- ・三重県政策アドバイザー設置要綱
- ・三重県政策アドバイザー制度実施要領

【事務担当】

戦略企画部 企画課 大迫

TEL : 059-224-2025 (PHS : 5057)

FAX : 059-224-2069

E-mail : oosaks00@pref.mie.jp

## 三重県政策アドバイザー名簿

所属・役職は、平成26年6月1日現在

分野	氏名	所属・役職
防災・危機管理	河田 恵昭	関西大学理事・社会安全学部長
情報発信	田中 里沙	株式会社宣伝会議 取締役宣伝室長
幸福実感	山田 昌弘	中央大学文学部 教授
行財政改革	小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科、 人間福祉学部 教授
	増田 寛也	前岩手県知事 株式会社野村総合研究所 顧問
	南 学	神奈川大学人間科学部 特任教授
福祉	竹中 ナミ	社会福祉法人 プロップ・ステーション理事長
	渥美 由喜	株式会社東レ経営研究所 ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長
少子化対策	松田 茂樹	中京大学現代社会学部 教授
NPO活動	佐藤 大吾	一般財団法人ジャスト・ギビング・ジャパン代表理事
地域活性化	藻谷 浩介	株式会社日本総合研究所 調査部 主席研究員
スポーツ	増田 明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教授
経済・産業	寺島 実郎	財団法人日本総合研究所 理事長
エネルギー	澤 昭裕	21世紀政策研究所 研究主幹
観光	本保 芳明	首都大学東京 都市環境科学研究科 観光科学域 教授
教育改革	銭谷 眞美	東京国立博物館 館長
	原田 隆史	株式会社原田教育研究所 代表取締役社長

## 「三重県政策アドバイザー」 プロフィール

委員候補名 (※敬称略) 〔所属・役職等〕	主な専門分野等	活動内容等
松田 茂樹 ( 中京大学 現代社会学部 教授 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策分野</li> <li>■その他、想定される活用分野               <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚、子育て等のライフステージ毎の各分野</li> <li>・働き方（若者や女性の就労、ワーク・ライフ・バランス等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学後、株式会社第一生命経済研究所主席研究員を経て、平成25年4月から現職。</li> <li>・専門は、少子化対策、子育て支援、家族論。1男2女の父。</li> <li>・著書「少子化論—なぜまだ結婚、出産しやすい国にならないのか」において、非正規労働が増えるなど若者の雇用が劣化して未婚化が進んだことと、子育てや教育にかかる経済的負担が重いために典型的家族において出産・育児が困難なことを指摘し、非正規雇用者に対する職業紹介・職業訓練の拡充や、幼児教育から大学までのトータルな教育費を軽減することなどを提言している。</li> <li>・平成25年3月、少子化危機突破タスクフォース委員に就任。</li> <li>・平成25年8月、少子化危機突破タスクフォース（第2期）委員に就任。</li> </ul>

## 三重県政策アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 アドバイザーは、県政における具体的な政策課題に関し、専門的な立場から、知事および職員に対し、個別に助言等を行う。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、県政の各種分野に関係する、高度な知識、経験等を有する方のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は4年とする。ただし、アドバイザーの再任は妨げない。

(旅費の支給)

第5条 県は、アドバイザーに対し、旅費を支給することができる。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、戦略企画部企画課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 三重県政策アドバイザー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三重県政策アドバイザー設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (利用)

第2条 職員が三重県政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に助言等を申し込む場合には、アドバイザー面談等申込書（第1号様式）により行うものとする。

### (利用状況報告)

第3条 職員がアドバイザーから助言等を受けた場合は、アドバイザー利用状況報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### (旅費)

第4条 アドバイザーに対し旅費を支給する場合には、職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）の規定を適用するものとする。

- 2 アドバイザーへの旅費については、戦略企画部企画課において予算措置を講ずるものとする。
- 3 職員がアドバイザーとの面談に出張する場合の旅費については、各部局で予算措置を講ずるものとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要領は、平成24年4月18日から施行する。

この要領は、平成24年6月11日から施行する。

第1号様式

三重県政策アドバイザー面談等申込書

三重県政策アドバイザー

○ ○ ○ ○ 様

部局長名

平素は、本県にご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

三重県政策アドバイザー制度実施要領に基づき、下記の者が面談等を申し込みますので、ご指導、助言、情報提供等を賜りますようお願いいたします。

記

所属			
役職 氏名 連絡先			
政策課題 (施策名)			
ご指導等いただきたい具体的な内容			
相談方法	面談 ・ メール ・ 電話 ・ 会議等		
面談希望日 (面談の場合)	第1希望		第2希望
備考			

第2号様式

三重県政策アドバイザー利用状況報告書（ 月）

戦略企画部長 あて

部局長

三重県政策アドバイザー制度実施要領に基づき、下記のとおり利用状況を報告します。

記

政策アドバイザー名	
相談所属	
相談方法	面談 ・ メール ・ 電話 ・ 会議等
相談日	
政策課題 (施策名)	
具体的な相談内容	
備考	

参 考

「三重県政策アドバイザー制度」運用の流れ

